

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの駐車場について、終日の入出場を可能にするため、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを設置および管理に関する条例(平成9年滋賀県条例第42号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) びわ湖ホール駐車場の入出場時間の制限を廃止することとします。(第3条関係)

(2) その他

ア この条例は、平成30年1月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第2条 省略</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第3条 びわ湖ホールの開館時間は、駐車場を除き、午前9時から午後5時までとする。ただし、ホール、リハーサル室および練習室ならびにホールと併せて使用する場合における研修室については、午前9時から午後10時まで使用することができる。</p> <p>2 駐車場に入場し、または出場できる時間は、午前7時から午後11時までとする。</p> <p>3 びわ湖ホールの休館日は、駐車場を除き、次のとおりとする。</p> <p>(1) 火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日)</p> <p>(2) 8月13日から同月18日までの日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>4 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、第2項に規定する時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>第4条～第12条 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第3条 びわ湖ホールの開館時間は、駐車場を除き、午前9時から午後5時までとする。ただし、ホール、リハーサル室および練習室ならびにホールと併せて使用する場合における研修室については、午前9時から午後10時まで使用することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>2 びわ湖ホールの休館日は、駐車場を除き、次のとおりとする。</p> <p>(1) 火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日)</p> <p>(2) 8月13日から同月18日までの日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>3 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>第4条～第12条 省略</p>

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、同条第2項に規定する時間を変更し、または同条第3項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

別表（第5条、第14条関係）

- 1 省略
- 2 駐車場

区分		金額	
大型車		1台1日1回につき 1,600円	
マイクロバス（乗車定員11人から29人までのものをいう。）		同 1,050円	
普通車	午前7時から午後11時まで	使用時間が4時間以内の場合	1台1時間につき 210円
		使用時間が4時間を超える場合	1台につき840円に4時間を超える部分の使用時間が1時間増すごとに110円を加算した額
	午後11時から翌日の午前7時まで	1台1回につき 420円	

- 注 省略
- 3 省略

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

別表（第5条、第14条関係）

- 1 省略
- 2 駐車場

区分		金額	
大型車		1台1日1回につき 1,600円	
マイクロバス（乗車定員11人から29人までのものをいう。）		同 1,050円	
普通車	午前7時から午後11時まで	使用時間が4時間以内の場合	1台1時間につき 210円
		使用時間が4時間を超える場合	1台につき840円に4時間を超える部分の使用時間が1時間増すごとに110円を加算した額
	午後11時から翌日の午前7時まで	使用時間が3時間以内の場合	1台1時間につき110円
使用時間が3時間を超える場合		1台1回につき420円	

- 注 省略
- 3 省略